

百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて (3)

【ご質問】（投稿日：2018年11月27日）

百万遍交差点に面した石垣の（前面部ではなく）上に、西部構内で設置しているのと同様に意匠が「京都市屋外広告物等に関する条例(昭和31年11月1日条例第28号)その他京都市の定める基準」を遵守している立看板を、落下しないよう適切な固定方法をもって設置するのであれば、「百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所にするについて」に対するご回答に挙げられたような設置できない原因（条例への抵触、不法占有及び危険性）のすべてをクリアしており、何の問題もなく立看板を設置できると考えますが、いかがでしょうか。

【回答】（回答日：2018年12月21日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

ご質問では「京都市屋外広告物等に関する条例」の規定として意匠に関するもののみを挙げていますが、条例にはそれ以外の規定もあり、百万遍交差点に面した石垣の上に立看板の設置場所を設けて立看板を設置しようとする場合、禁止物件（擁壁）への屋外広告物の表示又は掲出物件の設置〔条例第5条第1項、条例施行規則第5条第4号〕等の規定に抵触することになると京都市から聞いています。また、仮に立看板が落下・倒壊したときの歩行者への危険性は高いと考えられます。よって、百万遍交差点に面した石垣を立看板の設置場所とすることはできません。